

難病関連事務の神奈川県からの移譲について

1 法律の概要

- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月)」に基づき、難病の患者に対する医療費助成について、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する等の措置を講じる。
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行(平成27年1月1日)

(1) 難病に係る新たな医療費助成制度

- 都道府県は、申請に基づき、指定難病の患者に対して、**医療費を支給**。(第5条)
- 支給認定の申請に添付する**診断書は、都道府県知事の定める指定医が作成**。(第6条)
- 都道府県は、申請があった場合に**支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない**。(第7条)
- 指定難病に係る医療を実施する**医療機関を、都道府県知事が指定**。(第14条)

(2) 大都市の特例(平成30年4月1日施行)

- 都道府県が処理する事務のうち、**政令で定めるものは、指定都市が処理**。(第40条)

2 指定難病の医療費助成制度について

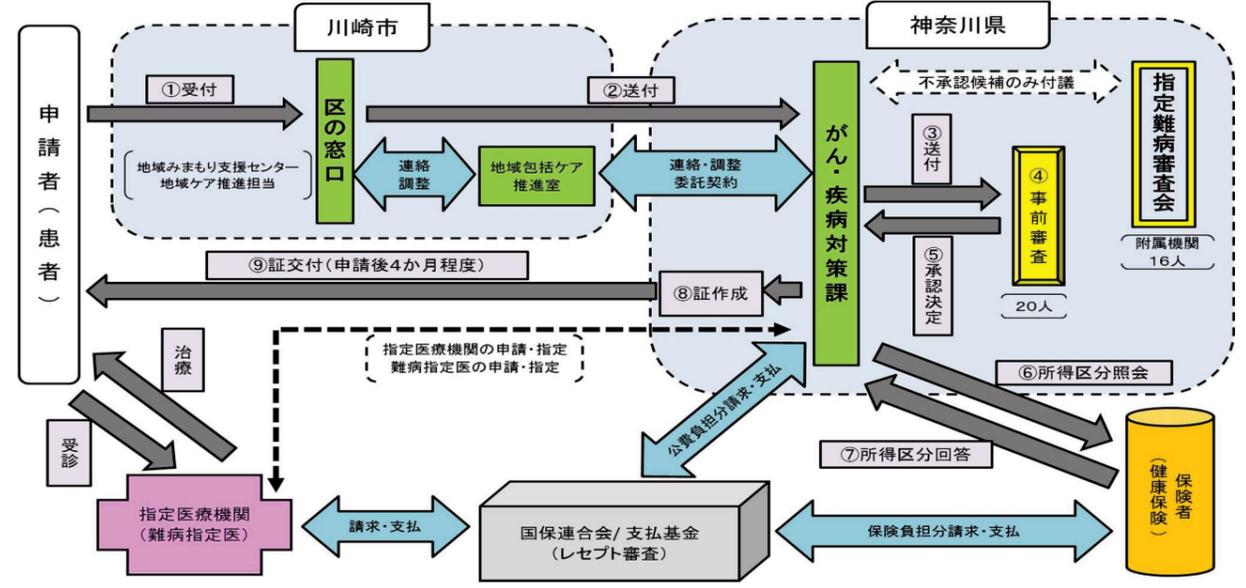
(1) 助成の仕組み

患者は、世帯の課税額に基づく区分に応じた自己負担上限月額又は総医療費の2割(又は1割)のいずれか低い方を負担する。総医療費から医療保険の給付と患者の自己負担額を除いた額を助成する。

区分	自己負担上限月額(外来+入院+薬代+介護給付費)		
	一般	高額難病継続	人工呼吸器等装着者
生活保護受給者	0円	0円	0円
市町村民税非課税(患者本人の収入80万円以下)	2,500円	2,500円	1,000円
市町村民税非課税(患者本人の収入80万円超)	5,000円	5,000円	
市町村民税課税～所得割額7.1万円未満	10,000円	5,000円	
市町村民税所得割額7.1万円～25.1万円未満	20,000円	10,000円	
市町村民税所得割額25.1万円以上	30,000円	20,000円	

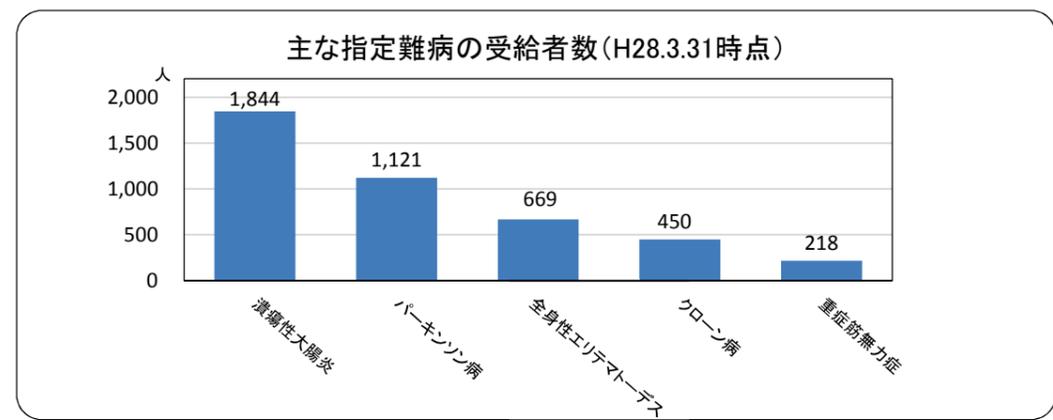
※ 高額難病継続…高額な医療費が長期的に継続する患者の自己負担上限月額を軽減する特例

(2) 現行の支給認定の流れ



※ 平成30年4月から、上図の「神奈川県」が「川崎市健康福祉局」に置き換わる予定。

(3) 本市の状況



○ 指定難病は330疾患：本市受給者は85疾患、8,963人

○ 医療費の見込み：総額 約13億6千万円(平成29年度)

※ 国が2分の1を負担する(難病法第31条)ため、神奈川県は約6億8千万円

(4) 指定医・指定医療機関の指定

医師・医療機関の申請に基づき、指定医及び指定医療機関の指定を行う。

指定医数(平成29年5月末現在)

- 難病指定医 1,379人
- 協力難病指定医 38人
- 合計 1,417人

指定医療機関数(平成29年5月末現在)

- 病院又は診療所 444か所
- 薬局 543か所
- 訪問看護ステーション 70か所
- 合計 1,057か所

(5) 指定難病審査会の運営

委員の委嘱、審査会の開催

3 施行に向けた準備

- 条例の制定…指定難病審査会の設置等
- 指定難病審査会委員の選定…委員は難病指定医に限る
- システム構築…支給認定、証発行、給付情報の管理等
- その他…業務執行体制整備、職員の業務研修の実施、受給者・指定医療機関・指定医に対する周知等

	9月	12月	3月
条例の制定		案作成	議案審査
指定難病審査会委員の選定		委員選定	委嘱手続
システム構築	開発	テスト	神奈川県からのデータ移行
その他		受給者等への周知、職員業務研修	